

# 地域日本語教育向け日本語能力判定ツール開発事業

## 企画・運営業務 委託要綱

### 1 目的

本県では2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、県内の地域日本語教育の体制整備に取り組んでいる。また、2022年3月に策定した「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」では施策の方向性として、初期日本語教育の対象者がレベルに応じた地域の日本語教室で学習できるようにするため、日本語学習を希望する外国人県民の日本語能力レベルを判定するツールを開発するとしている。

本事業は、こうした方向性に沿って、自治体が主体となって地域日本語教育を行う際に、適切な学習環境の構築や円滑な教室運営を行えるよう、日本語教室への参加を希望する外国人県民の日本語能力を判定するツールを検討、作成するものである。

### 2 業務内容

本県の地域の初期日本語教室において、学習者が初期段階かどうかを把握し、適切な受入れ体制や学習支援につなげるための判定ツール（試行版）を開発する。

#### (1) 日本語能力判定ツール調査・開発ワーキンググループの設置・開催

判定ツールの開発に向けたワーキンググループを設置するとともに、会議の運営に必要な業務を実施すること。なお、ワーキンググループは調査ワーキンググループ、開発ワーキンググループ等、複数設置することもできる。

#### ア 委員：

学識者、あいち地域日本語教育コーディネーター、総括コーディネーター等、判定ツールの開発に適した者

#### イ 開催回数：計20回程度開催すること

※ただし事業の進捗状況に応じて、県と協議の上開催回数を増減できるものとする。

#### ウ 開催場所：原則名古屋市内とする

※ただし、オンライン開催も可とする。

※会場については県と協議の上決定する。

#### エ 検討内容：

- ・判定における日本語能力と評価の観点
- ・判定ツールの構成・内容・方法

#### オ その他：

- ・ワーキンググループの内容及び運営について、県と調整の上、企画すること。
- ・ワーキンググループの運営に必要な委員との調整、謝金や旅費の支払い等を行うこと。
- ・委員から有益な発言・意見を引き出せるよう工夫すること。
- ・本県が別で実施する「あいち地域日本語教育プログラム開発検討会議」の委員をワーキンググループの委員に含めること。なお、当該委員の選任については県との協議の上決定する。

## (2) 地域日本語教育向け日本語能力判定ツールの作成

2(1)の開催結果を踏まえ、地域の初期日本語教室において、学習者が初期段階かどうかを把握し適切な受入れ体制や学習支援につなげること、学習前後に判定を行い学習者の日本語能力の変容を把握すること等を目的とし、以下の3点を作成すること。

- ①「話す・聞く」の判定ツール（インタビュー形式の判定を含むもの）
- ②「読む・書く」の判定ツール
- ③判定ツールの基盤となる評価の観点や考え方をまとめた報告書

※①及び②は試行ができるよう英語・中国語・フィリピン語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語等の言語に翻訳を行うこと。なお、翻訳する言語については県と協議の上決定する。

## (3) 判定ツール開発の留意事項

- ・本判定ツールは試行版であり、今後継続的に使用、検討、改善を行うことを前提とする。
- ・本判定は、日本語能力の証明、合否の判定を目的とするものではなく、地域日本語教育における適切な受け入れ体制の構築と学習者の自律的な学びを支援することを目的とする。
- ・開発にあたっては、本県が推進する初期日本語教育について理解し、県と十分に相談の上実施すること。
- ・本事業は文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」における「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」（以下、「生活 Can do」）を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供による日本語教育の質の維持向上を目的とした取組の一環として行うものであるため、「日本語教育の参照枠」「生活 Can-do」や「とよた日本語能力判定」を始めとした既存の成果物を参照し開発を行うこと。
- ・受託者は必要に応じて、県が開催する初期日本語教育連絡調整会議及びあいち地域日本語教育プログラム開発検討会議に出席すること。
- ・謝金及び会議費については、文部科学省が示す別紙の令和7年度参考諸謝金単価表を参考とすること。

## 3 報告書の提出

### (1) 提出物

#### ア 事業報告書

Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体（CD-R 等）を1部提出する。

#### イ 2(2)で定めた3点

2(2)で定めた3点を提出する。あわせて、word等の編集可能なデータ及びPDFデータを作成し、これを格納した電子媒体(CD-R等)を1部提出する。

### (2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

TEL：052-954-6102（ダイヤルイン）

### (3) 提出期限

2027年3月23日（火）

#### 4 留意事項

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 県との協議及び総括責任者の設置
  - ア 採用された事業実施提案書に基づき本事業を実施することとするが、受託者は本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
  - イ 採用された事業実施提案書に基づき本事業を実施することとするが、本業務の実施に当たっては、本県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
  - ウ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
  - エ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (3) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。
- (4) 著作権等の保護
  - ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
  - イ 成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
  - ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議の上、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。
- (5) 情報管理
  - ア 受託者は、業務の遂行に当たっては、県や企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。
  - イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
  - ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い  
本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。
- (7) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等
  - ア 受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。
  - イ 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

- (8) その他、本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、本要綱に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。
- (9) 愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ本県に相談して許可を得ること。